



うちなー健康経営宣言

第 1558 号

令和 5 年 10 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

私たちサンシャイン諸見店は、会社の財産である従業員が健康である事で得られるパフォーマンス向上、仕事へのやりがい・やる気を会社力と考え、予てよりノーカンガル（ノー残業デー）、有給休暇取得の促進、インフルエンザ予防接種の補助金制度等、従業員の健康とライフワークバランスを考慮した取り組みを行ってきました。

今回【うちなー健康経営宣言】の中で取り組む内容を加え、より一層従業員の健康の保持促進に努めて参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や、有給休暇取得を促進する。
7. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
8. ノーカンガル（ノー残業デー）の推奨、実施

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。